

平成22年度第1回尾張西部圏域保健医療福祉推進会議会議録

日時 平成22年8月31日（火曜日）
午後2時から午後3時30分まで
場所 一宮保健所4階大会議室

発 言 者	発 言 内 容
一宮保健所次長 井東敏郎	<p>定刻になりましたので、ただ今から、平成22年度第1回尾張西部圏域保健医療福祉推進会議を開催させていただきます。</p> <p>私は、会議の進行を務めさせていただきます一宮保健所次長の井東と申します。</p> <p>よろしく申し上げます。</p> <p>開会にあたりまして、一宮保健所長松本からご挨拶申し上げます。</p>
一宮保健所長 松本一年	<p>一宮保健所長の松本でございます。開会にあたりまして、一言、ご挨拶申し上げます。</p> <p>本日は、お忙しい中、また、残暑厳しい中ご出席いただきまして、ありがとうございます。</p> <p>また、皆様には、それぞれの立場で、愛知県の健康福祉行政の推進につきまして、格別のご理解とご支援を賜り、重ねて厚くお礼申し上げます。</p> <p>本日のこの会議の目的について簡単に御紹介させていただきます。愛知県地域保健医療計画に定める二次医療圏における保健・医療・福祉に関する施策について、円滑かつ効果的に実施するために、関係者の皆様からご意見を賜り、その連携を図ることを目的と致しまして年2回開催しているものでございます。</p> <p>昨年、新型インフルエンザの対応につきまして関係者の皆様には格別なご協力をいただきありがとうございました。皆様のお力添えでなんとか対応できたと感じております。</p> <p>新型インフルエンザ対策につきましては、反省する点もありますが、今後の危機管理対策に生かしていきたいと考えております。</p> <p>また、今年のトピックスと致しまして、O157を始めとする腸</p>

<p>一宮保健所次長 井東敏郎</p>	<p>管出血性大腸菌による食中毒又は感染症が県内各地で発生しています。肉やレバーなどを生で食べたことが原因ではないかという事例がたくさんあるわけですが、皆様には、引き続き食中毒及び感染症予防にご協力をお願いいたします。</p> <p>さて、本日は1つの議題と3つの報告事項を用意しております。</p> <p>議題と致しましては、「医療計画の見直しについて」は、昨年度より策定部会を中心に構成員の皆様と策定を進めており、今年度も7月に開催いたしましてご検討を進めているところでございます。平成23年3月の公示にむけて策定期間も残りわずかとなりましたが、本日も引き続き皆様にご意見をいただきたいと考えております。よろしく申し上げます。</p> <p>報告事項といたしましては、次第のとおりです。</p> <p>県民の健康と福祉の向上のために、本日も、皆様方に活発で忌憚のないご意見、ご協議をいただきたいと考えておりますので、よろしくをお願いいたします。</p> <p>今日ご出席の皆様の共通の願いというのは、地域のみならず、みんなの健康・安全・安心だと思えます。そうした共通の願いに向かって共に考え、共に行動していくことを節にお願い致しまして開会の私のあいさつとさせていただきます。今後ともよろしく申し上げます。</p> <p>次に資料の確認をさせていただきます。</p> <p>会議次第・構成員名簿・資料1～資料4・配席図・出席者名簿・開催要領・医療計画見直しスケジュールです。</p> <p>もし、不足しているものがございましたらお知らせくださるようお願いいたします。よろしいでしょうか</p> <p>それでは次に、本日御出席いただきました構成員の皆様を御紹介するのが本来でございますが、時間の関係もございいますので、お手元の出席者名簿及び配席図により御紹介に代えさせていただきます。よろしくをお願いいたします。</p> <p>それから、御報告申し上げますが、本日は傍聴者、報道関係者はいらっしゃいません。</p>
<p>一宮保健所次長 井東敏郎</p>	<p>次に、会議の議長の選任をお願いいたします。</p> <p>「開催要領」の第4条第2項により、「会議の議長は、会議</p>

	<p>の開催の都度、互選により決定する。」こととなっておりますが、前回の本会議におきまして一宮市医師会長の水野様に御就任していただいておりますので、引き続きお願いしたいと存じますが、いかがでございましょうか。</p> <p>(構成員に異議なし。)</p>
<p>一宮保健所次長 井東敏郎</p>	<p>有難うございます。 それでは、一宮市医師会長の野口様に議長をお願いすることといたします。 それでは、議長さんから御挨拶をいただき、以後の会議の取り回しにつきまして、よろしく願いいたします。</p>
<p>一宮市医師会長 野口良樹（議長）</p>	<p>御指名でございまして、議長を勤めさせていただきます野口でございます。 それでは、お手元の会議次第に従いまして進行させていただきます。 本日は、議題1の、尾張西部医療圏保健医療計画の原案報告、そして、報告事項3項目ということになっております。限られた短い時間ですので、円滑な議事進行に努めたいと思います。 また、終了は3時30分を目途にしております。皆様のご協力の程よろしく願いします。</p>
<p>一宮市医師会長 野口良樹（議長）</p>	<p>最初に、議題1「尾張西部医療圏保健医療計画の原案報告について」事務局から説明をお願いします。</p>
<p>事務局 一宮保健所主任主査 倉地茂</p>	<p>一宮保健所総務企画課倉地と申します。よろしく願いします。尾張西部医療圏保健医療計画の原案報告について説明させていただきます。 5Pをご覧ください。 第4保健、医療施設ですが、9月30日で循環器呼吸器病センターが廃止されますので、病院の数を修正し、医療機関の図に関しても、循環器呼吸器病センターは削除しました。 6Pをご覧ください。</p>

2 医療提供体制 現状 2 つ目の○に→県指定の「がん診療拠点病院」創設をふれてはどうか。

当医療圏では一宮市民病院が地域がん診療連携拠点病院の指定を受け、がん医療について地域の中核的な役割を担っています。(平成 22 年度から、地域のがん医療の中核としてがん医療の充実強化を図るため新たに愛知県独自の「がん診療拠点病院」を創設しましたが、当圏域には指定病院はありません。)を追加記載します。

7P をご覧ください。

5 健康日本 21 あいち計画及び市の健康増進計画の推進 現状 1 つ目の○ 9 行目 この運動は平成 22 年度に目標達成状況の最終評価を行い、その結果をもとに平成 23 年度からの新計画を策定することになっています。→平成 23 年度から新計画は策定しないのではないか。

この運動は平成 22 年度に目標達成状況の最終評価を行い、(全国医療費適正化計画及び都道府県医療費適正化計画の終期(第 1 期計画の終期は平成 24 年度)と整合性を図り、平成 25 年度からの)新計画を策定することになっています。に修正します。

10、11P をご覧ください。

表 2-1-3 がんの部位別手術実施状況について

がんの手術を 10 件以上行った病院を掲載しているが、これを 1 件以上の病院を掲載することにした。年次により実績が異なるため対応できる病院を掲載することにしたらどうかとの意見があるため

医療機能情報公表システムから対応実施できる病院を記載修正します。

12P をご覧ください。

図 2-1-②～⑥ がん検診の受診率→図が見にくい。との意見があり、グラフを削除し、表 2-1-6 がん検診受診率を表にして記載します。

14、15P をご覧ください。

医療連携体系図の説明がんと医療連携体系図の中に県指定のがん診療拠点病院を入れたらという県からの意見で、医療体系図の中にがん診療拠点病院を含む字句を追加し、体系図の説明の中に本県のがん医療の充実強

化を図るため、厚生労働大臣が指定する病院以外で、国の指定要件を満たす高度ながん医療を提供する病院を愛知県独自に指定した病院です。を追加記載します。

23 ページ急性心筋梗塞対策の【今後の方策】ですが、1つ目の○と3つ目の○に→課題がない。

(22 ページ 2 医療提供体制 課題に追加記載する)

地域のかかりつけ医に、知識や技術に関する教育の充実を図る必要があります。

かかりつけ医を中心とした他職種協働で患者を継続的に支援する連携体制やカンファレンスが必要です。を追加記載する。

30P をご覧ください。

[現状と課題] 1 第1次救急医療体制

1つ目の○ 医科の休日昼間における初期救急医療について、・・・文言の統一を、医科の休日昼間における第1次救急医療体制は、・・・に修正します。

地域医療再生計画(22年1月8日策定)との整合を図る必要があります、課題及び方策に計画を踏まえた記述を追加する。

課題

1 1次救急医療体制 ○ 軽症者が2次、3次救急病院に集中しないように外来救急医療(患者が自ら医療機関に赴き通常の診療時間外に受診)定点化の充実を図る必要があります。

2 2次救急医療体制 ○ 尾張西部医療圏の南部地域の救急体制を確保するため一宮市民病院と稲沢市民病院の医療連携を強化する必要があります。

今後の方策

○ 地域医療再生計画に基づき、次のことを支援します。

・一宮市休日診療所における平日夜間及び休日夜間診療の実施並びに稲沢市医師会休日診療所における休日診療の実施

・一宮市民病院から稲沢市民病院への医師派遣

・稲沢市民病院が一宮市民病院との医療連携により整備する救急医療施設(一般救急対応)及び連携支援病床

の整備を追加記載する。

38P をご覧ください。

2 医療提供状況 最初の○ 愛知県では、総合的な周産期医療体制の充実強化のため、平成 22 年 4 月 1 日現在では総合周産期母子医療センターとして名古屋第一赤十字病院及び名古屋第二赤十字病院を、また地域周産期母子医療センターとして地域ごとに 10 病院を指定し、相互のネットワークにより、地域において妊娠、出産から新生児に至る高度専門的な医療を効果的に提供しています。の記述について他圏域等との整合を図るため、総合的な周産期医療体制の充実強化のため、愛知県周産期医療協議会を中心に総合周産期母子医療センターと地域周産期母子医療センターを相互のネットワークにより、地域において妊娠、出産から新生児に至る高度専門的な医療を効果的に提供しています。また、協議会において調査研究等も行い、周産期医療の向上を図っています。

当医療圏は一宮市民病院が地域周産期母子医療センターに指定され、地域の中核病院としての役割を担っています。に修正します。

39P をご覧ください。

(図 4) 母子関係指標の数値 *折れ線グラフが分かりにくいとの意見があり、表 4-1 母子関係指標に修正しました。

43P をご覧ください。

[今後の方策] 2つ目の○ 発達障害や、こどもの心の問題に対応できる体制づくりの整備に努めます。に現状、課題がないとの意見があり、体制づくりは県全体のレベルであり圏域の方策にはなじまないことから削除することにしました。

47P をご覧ください。

小児救急医療連携体系図の説明に、1～3次救急医療体制の役割を記載するというので、

○ 1次救急医療体制とは、休日、夜間において、外来の救急患者への医療を提供する体制です。

○ 2次救急医療体制とは、救急隊および第1次救急

医療を担う医療機関からの要請に応え、入院又は緊急手術を要する重症救急患者に医療を提供する体制であり、病院群輪番制病院（休日、夜間に当番で診療に当たる病院）が救急患者を受け入れています。

○ 3次救急医療体制とは、2次救急医療体制では対応できない頭部損傷、熱傷、小児の特殊診療などの重篤な救急患者に、24時間体制で高度な医療を総合的に提供する体制であり、救命救急センターが救急患者を受け入れています。を記載します。

55P をご覧ください。

高齢者保健医療福祉対策ですが、以前は「老人保健法」の関係でこの節として成り立っていたが法が「高齢者の医療の確保の法律」に変わったため、そもそもこの章にかくのではなく、4疾病の章に書くのではないかという本庁の意見のとおり修正することにしました。

・食育推進協力店に関することは、第2章第3節糖尿病対策に付け加える。

・受動喫煙防止対策実施施設の認定に関することは、第2章第1節がん対策に付け加える。

・市健康増進計画に関することは、第2章第3節糖尿病対策に付け加える。

基本計画の3つ目の○ 長期の療養が必要な要介護者に対する医療の提供・・・基本計画に対する「今後の方策」の記載がない。との意見があり、56pの今後の方策3つ目の○に「高齢者の状態に即した適切な医療サービスの提供ができるよう、医療機関と介護老人保健施設等との連携を図り、医療提供体制の強化に努めます。」を追加記載します。

56P をご覧ください。

図8-①の介護保険の認定状況のグラフは、カラー印刷でないと違いがわかりにくいため、なくてもいいのではという意見があり、グラフはカラー印刷でないと違いがわかりにくいですが、介護保険認定者の推移は今後の対策を考える上で必要であるので、表の8-2にして掲載する

58P をご覧ください。

2 歯科医療体制 現状3つ目の○ 口腔ケアの重要

<p>一宮市医師会長 野口良樹（議長）</p> <p>稲沢市長 大野紀明</p>	<p>性について住民の認識は十分とはいえない状況です。→何をもって十分でないといえるかという意見があり、口腔ケアの実践が気道感染予防につながるなど、口腔ケアの重要性について、治療を受ける側と治療を行なう側の認識が十分でない状況にあります。に修正します。</p> <p>62P をご覧ください。</p> <p>薬局の機能推進対策【基本計画】4 つ目○「薬剤師のみが扱うことができる」の文言の取り扱い？「薬剤師のみが扱うことができる。一般用」の文言を削除する。</p> <p>64P をご覧ください。</p> <p>医薬分業の推進対策【現状と課題】現状 2 つ目○「保険薬局」の「保険」を削除する。</p> <p>66P をご覧ください。</p> <p>精神保健医療福祉対策ですが、現状 1 つ目○ 精神保健福祉法に基づく社会復帰施設や居宅生活支援事業は、障害者自立支援法の新体系に再編され平成 24 年 3 月までに新体系に移行。 国の見直し動向を注視するという意見があり、平成 17 年の障害者自立支援法の成立により、精神保健福祉法に基づく社会復帰施設や居宅生活支援事業は新体系の福祉サービスに移行することとなりました。に修正します。</p> <p>以上、簡単ですが、説明をさせていただきました。</p> <p>ただ今の説明について、ご意見、ご質問等がありましたら、お願いします。</p> <p>高齢者保健医療福祉対策の課題のことですが、介護療養型医療施設の療養病床の再編についてお聞かせください。以前、療養型病床数は、35 万床が、15 万床、20 万床減るということで、それは減りすぎだから直そうという話になったが、今回ここで、療養型病床数再編ということで削除になってしまうのですが、医療そのもの事体が在院日数をどんどん減らすという流れの中で、医療保健福祉をやっていくうえにおいて、まったく触れなくて、削除ということになって本当にいいのですか。私は心配しているのですが。</p>
--	---

<p>事務局 総務企画課課長補佐 笠川良子</p>	<p>県はどんな考えをもっておられるのですかお聞かせ願いたいのですが。</p> <p>一宮保健所の笠川と申します。</p> <p>今、稲沢市長さんからの質問のありました件ですが、医療計画の見直しの部分で前回送ったものについて県の意見がふられていましたのでそれについて、県の高齢福祉課におたずねしたらやはり今の段階では療養病床の再編について具代的にどういうふうにしていくかというところが国からまだ示めされていません。23年3月には計画が公表されるものですから今の段階でこれまでと同じ体系で療養病床の再編されていくという記載は控えてほしいという高齢福祉課からの意見でしたので、削除させていただきました。</p> <p>これから今年中に国のほうも調査いたして方針等もでてくるというふうにも高齢福祉課のほうも申しております。</p>
<p>稲沢市長 大野紀明</p>	<p>稲沢市長の立場は医療も大切です。福祉もやっていかなければならない。そこで、中間的療養病床にかかればならない人が増えてきたとき、どういうふうにも市町村としては対応したらよいか。</p> <p>医療からは、在院日数で早くでていきなさい、出ていかれた方は居場所がない。それを現実的なことと捉えながら対応をしていかないとみんなが困る話になりますので、県の高齢福祉課に話しをしてもらって、いくら計画を作っても実現性がない計画など無意味なものだと思いますので流れ的なことでもここに書いてもらうといいと思いますが。また、がん検診の受診率の問題で、計画で各市町でやっているのですが、がんを早期発見早期治療という意味では、受診率をあげるということは理解できるのですが、お金がかかりますので、お金についても支援していただかないと市はもたないのでよろしくお願いします。</p>

<p>一宮保健所次長 井東敏郎</p>	<p>補助金かどんな形かわかりませんが、要望があったということは県のほうに伝えておきます。</p>
<p>一宮市長 谷一夫</p>	<p>6Pです。先ほど、がん診療拠点病院の説明がありましたが、愛知県独自のがん診療拠点病院を創設されましたが、当圏域には指定病院はありませんということです。当圏域には、地域がん連携拠点病院があるから、がん診療拠点病院を新たに設けることはないという意味でよろしいですか。</p>
<p>事務局 県健康対策課課長補佐 樋口みち子</p>	<p>健康対策課の樋口と申します。 県独自のがん診療拠点病院は、5月に制度を制定し、昨年度国への推薦のために審査を受け、必要な要件を満たしていた5病院を6月1日から指定させていただいたものであります。 その他の病院につきましては、9月末までに申請を受け付けておりまして、現在この圏域から申請をいただいて、指定させていただくという予定はございません。 今後、申請があれば指定させていただくようなこともあるかと思えます。</p>
<p>一宮市長 谷一夫</p>	<p>資料4をみますと、地域がん診療拠点病院の推薦に至らなかった病院を救うために、県独自のがん診療拠点病院制度を作ったと読めますが、こういうやり方をしていくと、ずるずると増えていってしまう。やはり、専門性の高い施設はなるべく選択と集中。ずるずると拡大していくのではなくて、地域がん診療拠点病院がない地域には、代替するものとして、県独自のがん診療拠点病院を設けるとしていただいたほうが本来の意味ではないかという意見があったということをお伝えください。</p>
<p>事務局 県健康対策課課長補佐 樋口みち子</p>	<p>ありがとうございます。その旨伝えておきます。</p>

<p>一宮市立市民病院長 中條千幸</p>	<p>11P のがんの化学療法・がんの放射線療法応需状況ですが、一宮市民病院の甲状腺欄に化学療法を、また、前立腺の欄に放射線療法の追加訂正をお願いします。</p>
<p>事務局 一宮保健所主任主査 倉地茂</p>	<p>追加訂正を行いますが、愛知県医療機能情報公表システムからの資料に基づいていますので、修正入力をよろしくをお願いします。</p>
<p>稲沢市医師会長 田中一馬</p>	<p>17P の在宅療養支援診療所の稲沢市は 4 箇所、19P の表には 2 箇所しか載せていないのですが掲載の同意がとられている診療所だけと書いてありますが、残りの 2 箇所は同意を得てやらないとだめですか。すべてわかっていたほうが我々はそこへお願いしたりすることもできるので助かるのですが。</p>
<p>事務局 一宮保健所主任主査 倉地茂</p>	<p>22 年 2 月に保健所調査(アンケート)を実施しまして、各診療所から回答をいただきました。在宅療養支援を実施している各診療所から医療計画に診療所名を公表してもよいかという問に対して、公表しないでくださいという診療所からの意思表示があったところは載せてありません。掲載については、掲載の同意をされた診療所のみでございます。</p>
<p>稲沢市医師会長 田中一馬</p>	<p>30p の第 1 次救急医療体制ですが、稲沢市は、8 月 1 日から稲沢市休日診療所の名称を稲沢市休日急病診療所に変更しました。よろしくをお願いします。</p>
<p>一宮地区薬剤師会長 森新</p>	<p>31p の一宮休日急病診療所における平日夜間及び休日夜間診療の実施ですが、休日夜間はやらないのでしょうか。</p>
<p>一宮市医師会長 野口良樹 (議長)</p>	<p>休日診療は、5 時までです。 具体的にはいつからとは言えませんが、平日夜間診療は 11 月ぐらいを目途に一宮休日急病診療所を使って平日夜間 8 時から 11 時までをやるように予定計画しています。これができる頃にはおそらく、実行に移していける</p>

<p>一宮地区薬剤師会長 森新</p>	<p>だろーと思っています。</p> <p>62p 第 10 章の薬局の機能強化等推進対策の基本計画で、薬剤師のみが扱うことができる一般用医薬品の削除ですが、一般医薬品は誰でも扱えるとなると問題になります。</p> <p>第 1 類は薬局薬剤師しか扱えない、第 2 類・第 3 類は登録販売者が扱えるということですので、この文言を削除されると、薬剤師しか扱えない一般医薬品があるという文言も書いてもらわないと困ります。</p> <p>また、2 情報提供と相談体制の課題で名札の着用の文言が削除ということですが、名札の着用は、国が調べたところ着用率が悪い。名札の着用がないと、薬剤師なのか、登録販売者なのか、一般従業員なのかまったく分からない。その責任がすべて薬剤師にかかってきますので、薬剤師に限らず、従業員は身分を明らかにするために名札の着用は絶対してもらわないと医療、医薬品販売現場では困ります。</p> <p>次に、64p の、医薬分業の推進対策で保険薬局では研修を受け医薬品を整え基準薬局制度の認定を受けるの記載ですが、保険薬局の保険の字句を削除するならば、基準薬局制度は保険薬局に限って制度があり適用されていますので、基準薬局制度も削除していただきたい。</p>
<p>一宮保健所次長 井東敏郎</p>	<p>名札の着用につきましては、法で着用が規定されていますので、あえて、ここで書く必要がないという意見がありましたので削除ということに致しました。</p> <p>また、ご指摘等の件につきましては、事務局あるいは策定部会のほうでもう一度検討させていただきたいと思ひます。</p>
<p>一宮市立市民病院長 中條千幸</p>	<p>43P 小児救急の現状のところ</p> <p>(1) 第 1 次救急医療体制の欄で一宮市では、一宮市民病院において毎週火・金の 20 時から 22 時まで一宮市医師会会員による小児の夜間診療が実施されておりますが、11 月から平日夜間が実施されればなくなります</p>

<p>一宮市医師会長 野口良樹（議長）</p>	<p>ね。</p> <p>11月から平日夜間を行うことになれば、いま実施しております一宮市民病院において毎週火・金の20時から22時まで一宮市医師会会員による小児の夜間診療はなくなる予定です。</p>
<p>一宮市立市民病院長 中條千幸</p>	<p>22pの医療提供体制中の、なお、平成22年10月から、県立循環器呼吸器病センターは廃止し、その機能を一宮市民病院へ移行しましたと書いてありますが、これを出される23年春、公表ということでこの時点では24pの表2-3-3急性心筋梗塞応需状況のところ、県立循環器呼吸器病センターが書いてありますが、施設はなくなっておりますね。県民に提供する場合に、なくなっている施設を載せ続けていくことはいかがなものかと思いますが。</p>
<p>一宮保健所次長 井東敏郎</p>	<p>策定部会で検討させていただきますが。基本的な考え方といたしまして、医療機能情報公表システムのデータが10月以前の次元であれば載せていかざるをえないのかなあとと思います。また、表を見たときに分からないといけないので、表の下に、注意書きを書くなりしてもう少し配慮したいと思います。</p>
<p>一宮市医師会長 野口良樹（議長）</p>	<p>他に、ご意見、ご質問がなければ、議題1の「尾張西部医療圏保健医療計画の原案報告について」は、承認ということでよろしいでしょうか。</p> <p>（異議なし）</p>
<p>一宮市医師会長 野口良樹（議長）</p>	<p>それでは、承認とさせていただきます。</p> <p>予定の議題は、これで、終わります。</p> <p>それでは、引き続き 報告事項に入らせていただきます。報告事項は3項目ありますが、まずこれらについて一括して報告していただき、その後で、ご質問等を一括していただくことにしたいと思います。</p>

<p>一宮市医師会長 野口良樹（議長）</p> <p>事務局 県医療福祉計画課主査 細井功</p>	<p>報告事項の1「新しいあいちの健康福祉ビジョンの策定及び福祉圏域の設定について」事務局から報告をお願いします。</p> <p>医療福祉計画課の細井と申します。 私からは報告事項1 新しいあいちの健康福祉ビジョンの策定について、説明をさせていただきます。 それでは、資料2をご覧ください。 1ページ、「経緯及び新しいビジョンの位置づけ」ですが、本県初めての福祉の総合計画として「あいち8か年福祉戦略（愛フルプラン）」を平成5年7月に策定しました。そして、平成13年3月には、この愛フルプランを引き継ぎ、21世紀初頭における本県福祉の進むべき方向を明らかにした中長期ビジョンである「21世紀あいち福祉ビジョン」を策定し、現在は第4期実施計画により推進しているところでありますが、このビジョンの計画期間が現在見直し作業を進めている医療計画と同様に今年度末までとなっておりますので、「新しいあいちの健康福祉ビジョン」を平成22年度中に策定する作業を進めております。</p> <p>この新しい健康福祉ビジョンは、平成37年頃までの中長期を展望した、平成23年度から平成27年度までの5年間の計画であり、今後本格化していく少子高齢社会への対応はもとより、地域医療の確保など新たな課題に対応するため、医療分野を含んだ本県の健康福祉の進むべき方向を示す新たな羅針盤としてまいりたいと考えております。</p> <p>2ページをご覧ください。「検討体制」ですが、知事を本部長とし、副知事、関係部局長を構成員とする「21世紀あいち福祉ビジョン推進本部」で審議、決定してまいります。</p> <p>また、(2)の「新しいあいちの健康福祉ビジョンを考える懇談会」を今年度中に3回程度開催しまして、学識経験者など11名の委員から助言等をいただくこととしております。6月2日には第1回の懇談会を開催しており、懇談会でいただいた意見を踏まえ、新しいビジョン</p>
---	--

の素案づくりを進めているところであります。

次に、「3 策定に向けたスケジュール」ですが、今年11月頃には、県の附属機関である社会福祉審議会、そして医療審議会において、現在策定中の素案について意見聴取を行い、あわせてパブリックコメントを実施し、県民の皆さまからも広くご意見をいただく予定であります。また、同時期に、市町村の皆さまに対して素案を提示し、ご意見をいただきたいと考えておりますので、その節にはよろしくお願ひいたします。

最終的には、いただいたご意見等を踏まえ、来年3月に、21世紀あいち福祉ビジョン推進本部において決定する予定であります。

続きまして、3ページ以降には、6月2日の新しいあいちの健康福祉ビジョンを考える懇談会に提出しました骨子案をつけておりますので、簡単に説明をさせていただきます。

まず、第1章の「ビジョン策定の趣旨」ですが、3の「ビジョンの性格・期間」にありますように、愛知県が今年3月に策定しました本県の地域づくりの指針である「政策指針2010－2015」と連携し、望ましい健康福祉社会の姿、大きな考え方や主要な政策を方向づけてまいります。下の表に個別の法定計画との関係を示したものがございしますが、現在策定を進めている地域保健医療計画もこの健康福祉関係の個別計画となります。計画期間が平成23年からと同じスタートになりますが、現在検討をいただいている新しい地域保健医療計画の内容を踏まえて新しいビジョンを策定してまいりますので、来年度からは一体となって推進してまいりたいと考えているところです。

4ページをご覧ください。第2章の「基本とする考え方」ですが、「1 これからの時代認識」のうち、「高齢化」、「少子化」、「家庭のあり方の変化」、「地域社会のあり方の変化」、「ライフスタイルや価値観の多様化」、「安心の低下、希望の喪失」、「地域主権の進展」、「経済・雇用の状況」の8項目に加え、5ページにあります「福祉制度の動向」もまとめてまいりたいと考えております。

5 ページの「2 基本理念」では、めざすべき健康福祉社会像のイメージを、安心／希望／尊厳／健やか／支え合い／などのようなキーワードをもとに今後作成してまいります。

次に、「3 基本とする視点」ですが、【家庭の機能を支える】、【地域全体で支え合う】、次の 6 ページにまいりまして【一人ひとりの生き方と可能性を尊重する】、【予防・早期対応を重視する】、【安定的なシステムを構築する】の 5 項目を打ち出し、7 ページにあります「第 3 章 2025 年へ向けて」において分野別の取組みに共通する横断的な視点として反映させてまいりたいと考えております。

それでは 7 ページをご覧ください。第 3 章ですが、6 つの分野別にまとめ、県民の皆さんに分かりやすく示してまいりたいと考えております。

1 の「誰もが健康で長生きできる社会へ」では、健康長寿あいち宣言に基いた健康づくりの推進などを打ち出してまいります。2015 年までの取組としては、

- (1) 健康長寿あいちの推進
- (2) 心の健康、総合的な自殺対策の推進
- (3) ヘルスツーリズムを活用した健康づくり を検討しております。

おめくりいただきまして、8 ページ、「高齢者がいきいきと暮らせる社会へ」では、元気な高齢者が活躍できるしくみの構築や、介護を必要とする高齢者への支援、そして最近問題となっています地域における見守りなどを、

- (1) 高齢者が活躍できるしくみの構築
- (2) 介護人材の確保
- (3) 介護を必要とする高齢者への支援
- (4) 地域における見守り の視点で示してまいります。

9 ページ、「子どもが伸び伸びと成長できる社会へ」では、

- (1) ライフステージに応じた子育て支援
- (2) 子どもの健やかな成長
- (3) 障害のある子どもへの支援

(4) 家庭への支援 などの取組を打ち出し、

10 ページ、「障害のある人が活躍できる社会へ」では、地域生活の支援はもとより、家族への支援などを推進してまいりたいと考えております。

続いて、11 ページでは、今回から新たに医療分野も入れることとしておりますので、5 として「必要な医療が受けられる社会へ」を大きな柱として盛り込むこととしました。昨年 12 月に策定した地域医療再生計画の 3 本柱である、医師の確保対策や救急医療体制の整備、さらには周産期医療対策に加え、在宅医療の推進を掲げてまいりたいと思います。

そして 12 ページ、「新たな支え合いの社会へ」では、(1) として「地域の福祉力の向上」を、(2) として「福祉のこころと人権啓発の取組」を 2015 年までの取組としてまとめてまいりますが、中でも、国・県・市町村が協力し、それぞれの役割分担のもと、より効果的・効率的に機能を発揮するとともに、NPO、企業など地域社会に関わる多様な主体が、さまざまな形で役割を分担しながら支え合う地域社会づくりを進めていくことが重要だと考えております。

以上、6 つの分野の取りまとめを予定しております。

それでは、最後に 13 ページをお願いします。1 の「福祉圏域の設定」では、現行の福祉ビジョンで、老人保健福祉圏域と障害保健福祉圏域を統合した福祉圏域を設定しており、新しいビジョンにおいても引き続き設定してまいります。平成 13 年 4 月からは、保健・医療・福祉の連携の観点から、福祉圏と二次医療圏の区域が同一となっておりますので、引き続き勘案してまいりたいと存じます。

なお、今後につきましては、11 月を目途に素案を作成いたしましてパブリックコメントを実施し、県民の皆さまからご意見をいただく予定であります。また、市町村の皆さまに対しても同時期に改めてご意見を伺いたいと考えておりますが、それまでの間も随時ご意見を承りますので、医療福祉計画課までご連絡いただければと思います。

<p>一宮市医師会長 野口良樹（議長）</p>	<p>以上で説明をおわります。ありがとうございました。</p> <p>報告事項の2「介護保険施設の整備計画について」事務局から報告をお願いします。</p>
<p>事務局 尾張福祉相談センター次長 河合哲夫</p>	<p>尾張福祉相談センター次長の河合です。</p> <p>報告事項2の「介護保険施設等の整備計画について」をご説明させていただきます。</p> <p>会議資料3の「2 尾張西部圏域の介護保険施設の設置状況」の中の一宮市の「特定」の網かけした欄をご覧ください。</p> <p>平成22年2月15日に開催されました平成21年度第2回尾張西部圏域保健医療福祉推進会議で、「2事業者」それぞれ56人で計112人の整備枠をご承認いただきました。</p> <p>2事業者の内、平成23年4月開所予定事業者から辞退の申し出がありました。</p> <p>理由は、土地の確保ができなくなったことによるものであります。</p> <p>事情やむを得ないと認められますので、ご報告申し上げます。</p> <p>以上、簡単に説明をさせていただきました。</p>
<p>一宮市医師会長 野口良樹（議長）</p>	<p>報告事項の3「愛知県がん診療連携拠点病院等の指定について」事務局から報告をお願いします。</p>
<p>事務局 県健康対策課課長補佐 樋口みち子</p>	<p>愛知県がん診療連携拠点病院の尾張西部医療圏について説明させていただきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● がん医療に関しては、がん診療連携拠点病院が地域におけるがん医療の拠点として、専門的な医療を行うとともに、地域の医療機関と連携し、医療従事者への研修や相談支援などの業務を行っております。 ● 尾張西部圏域におきましては、平成21年8月13日に開催されました、尾張西部圏域保健医療福祉推進会議で、愛知県がんセンター中央病院を「都道府県がん診療連携拠点病院」として、一宮市立市民病院を「地域が

ん診療連携拠点病院」として厚生労働大臣あてに推薦することに対して意見照会をさせていただきました。

その会議で、ご審議いただいた結果、それぞれの病院を推薦することが了承されましたので、厚生労働大臣あて推薦しましたところ、推薦どおり「都道府県がん診療連携拠点病院」及び「地域がん診療連携拠点病院」として、平成 22 年 3 月 3 日指定されましたので、ご報告いたします。

● 現在、愛知県では、がん診療の中核を担う都道府県がん診療拠点病院として、愛知県がんセンター中央病院が、地域のがん診療の中心的役割を果たす地域がん診療連携拠点病院として、名古屋大学附属病院始め 14 病院が厚生労働大臣から指定を受けています。

● 続きまして、県独自の「がん診療拠点病院」の指定について、ご報告いたします。

国の「がん診療連携拠点病院」の指定につきましては、指定要件に基づき原則として二次医療圏で概ね 1 か所と制約がございます。

このため、指定要件を満たしており、高度ながん医療を提供する機能があるにも拘らず、推薦に至らなかった病院がございました。

この推薦に至らなかった病院のがん診療のモチベーションの低下やがん医療の均てん化の後退に繋がる恐れがございますことから、今年度より新たに県独自の制度として、「がん診療拠点病院」を制定し、指定するものでございます。

平成 21 年度に国の推薦のために審査を受け、必要な要件を満たしていた名古屋掖済会病院、名古屋記念病院、半田市立半田病院、愛知医科大学病院及び刈谷豊田総合病院の 5 病院を指定しました。

● 今後とも、このがん診療連携拠点病院の機能の強化・拡充を図り、県内どこに住んでいても高度ながん医療が受けられる体制の整備を図ってまいります。

以上、簡単に説明をさせていただきました。

一宮市医師会長

ただいま報告事項 1～3 について報告がありました

野口良樹（議長）	<p>が、ご質問等がありましたら、お願いします</p> <p>（質問等なし）</p>
一宮市医師会長 野口良樹（議長）	<p>ご質問等がなければ、これで予定の議事は終了しました。</p> <p>事務局、その他として何かありますか</p>
一宮市医師会長 野口良樹（議長）	<p>他にご意見等もないようですので、これをもちまして、議事を終了させていただきます。</p> <p>皆様の御協力により、議事が円滑に進みましたことを御礼申し上げます。ありがとうございました。</p>
一宮保健所次長 井東敏郎	<p>ありがとうございました。</p> <p>閉会にあたり一宮保健所長からご挨拶申し上げます。</p>
一宮保健所長 松本一年	<p>皆様には、長時間にわたりまして、ありがとうございました。</p> <p>本日いただきました貴重なご意見につきましては業務に十分役立てていきたいと思っております。</p> <p>今後も、協力し合って、保健、医療、福祉の一層の充実に向けて取り組んでまいりたいと思っておりますので、引き続き、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。</p>
一宮保健所次長 井東敏郎	<p>これをもちまして、平成22年度第1回尾張西部圏域保健医療福祉推進会議を終了させていただきます。</p>